

第 58 号議案

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正について

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 2 年 2 月 7 日

滋賀県教育委員会

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和 50 年滋賀県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条に次の 1 項を加える。

- 5 連帯保証人の 1 人に対する返還債務の履行の請求は、修学奨励金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずる。

別記様式第 1 号中

「4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた修学奨励金の返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。」を「4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた修学奨励金の返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。5 連帯保証人の 1 人に対する返還債務の履行の請求は、修学奨励金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。」に改める。

別記様式第 6 号中

「3 連帯保証人は、貸与を受けた者が貸与を受けた修学奨励金の返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。」を「3 連帯保証人は、貸与を受けた者が貸与を受けた修学奨励金の返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。4 連帯保証人の 1 人に対する返還債務の履行の請求は、修学奨励金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第６条の規定により貸与の決定を受けた修学奨励金に係る保証契約について適用する。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の
一部を改正する規則案要綱

1 改正の理由

- (1) 令和2年4月の民法改正において、連帯保証人に対する履行の請求は主債務者に対してその効力が生じないこととなります。
- (2) 修学奨励金は、高校生が主債務者のため、連帯保証人（保護者等）に対して履行の請求をすることも少なくなく、今後、主債務者が所在不明となり、連帯保証人としか連絡がつかない場合、連帯保証人に対して履行の請求をしても、主債務者に対する時効は進行を続けることになり、当該時効が完成し、主債務者に時効の援用をされてしまい、連帯保証債務も消滅してしまうことが想定されます。
- (3) 修学奨励金の返還金は、今後貸与する高校生への奨学資金となることから、債権者としては債務の消滅を出来る限り防ぐ必要があります。
- (4) 今回の民法改正では、契約書等に別段の意思（特約）を表示したときは、連帯保証人に対する履行の請求は、主債務者に対してもその効力が生じるため、滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第2号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、修学奨励金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとします。（第10条第5項関係）
- (2) 別記様式第1号「修学奨励金貸与申請書」について、誓約事項に、連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、修学奨励金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすることについて、異議はありませんを明記します。
- (3) 別記様式第6号「修学奨励金借用証書」について、誓約事項に、連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、修学奨励金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすることについて、異議はありませんを明記します。

(4) その他

ア この規則は、令和2年4月1日から施行することとします。

イ 改正後の滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第6条の規定により貸与の決定を受けた修学奨励金に係る保証契約について適用することとします。

ウ この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができることとします。

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則【新旧対照表】

旧	新
第 1 条から第 10 条 4 省略	第 1 条から第 10 条 4 省略
	<u>5 連帯保証人の 1 人に対する返還債務の履行の請求は、修学奨励金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずる。</u>
第 11 条から第 15 条 省略	第 11 条から第 15 条 省略

別記様式第1号（第3条関係）

修学奨励金貸与申請書						年 月 日	
(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和49年滋賀県条例第61号）および滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第2号）ならびに誓約事項の規定を守り、修学奨励金の貸与を受けたいので申請します。							
申請者 自筆	ふりがな			電話（自宅）	— —		
	申請者氏名	㊞		電話（携帯）	— —		
	住 所	〒					
	在学学校名	高等学校		課程	学年在籍		
	入学等年月	年 月 入学・転学・編入学	卒業予定年月	年 月			
	他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有 ・ 無 〔 有の場合、奨学金等の名称を記入すること。 〕					
	勤務先事業所名						
	勤務先事業所所在地	住 所 〒					
連帯保証人 自筆	ふりがな			電話番号	— —		
	連帯保証人氏名 〔 親権者または 未成年後見人 〕	実印		電話（自宅）	— —		
	電話（携帯）	— —					
	住 所	〒					
連帯保証人 自筆	申請者との関係		収入の 種 類		最近1年間の 収入状況		
	ふりがな			電話（自宅）	— —		
	連帯保証人氏名	実印		電話（携帯）	— —		
	住 所	〒					
連帯保証人 自筆	申請者との関係		収入の 種 類		最近1年間の 収入状況		

- 注1 申請者が属する世帯全員の住民票記載事項証明書（連帯保証人が申請者が属する世帯に属しない場合にあつては、申請者が属する世帯全員および連帯保証人の住民票記載事項証明書）等の必要書類を添付してください。
- 2 連帯保証人の印鑑証明書、最近1年間の収入状況を示す書類として給与等の支払者の証明書等を添付してください。
- 3 収入の種類欄には、給与収入、事業収入、農業収入またはその他収入のいずれかを記入してください。

別記様式第1号（第3条関係）

修学奨励金貸与申請書						年 月 日	
(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和49年滋賀県条例第61号）および滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第2号）ならびに誓約事項の規定を守り、修学奨励金の貸与を受けたいので申請します。							
申請者 自筆	ふりがな			電話（自宅）	— —		
	申請者氏名	㊞		電話（携帯）	— —		
	住 所	〒					
	在学学校名	高等学校		課程	学年在籍		
	入学等年月	年 月 入学・転学・編入学	卒業予定年月	年 月			
	他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有 ・ 無 〔 有の場合、奨学金等の名称を記入すること。 〕					
	勤務先事業所名						
	勤務先事業所所在地	住 所 〒					
連帯保証人 自筆	ふりがな			電話番号	— —		
	連帯保証人氏名 〔 親権者または 未成年後見人 〕	実印		電話（自宅）	— —		
	電話（携帯）	— —					
	住 所	〒					
連帯保証人 自筆	申請者との関係		収入の 種 類		最近1年間の 収入状況		
	ふりがな			電話（自宅）	— —		
	連帯保証人氏名	実印		電話（携帯）	— —		
	住 所	〒					
連帯保証人 自筆	申請者との関係		収入の 種 類		最近1年間の 収入状況		

- 注1 申請者が属する世帯全員の住民票記載事項証明書（連帯保証人が申請者が属する世帯に属しない場合にあつては、申請者が属する世帯全員および連帯保証人の住民票記載事項証明書）等の必要書類を添付してください。
- 2 連帯保証人の印鑑証明書、最近1年間の収入状況を示す書類として給与等の支払者の証明書等を添付してください。
- 3 収入の種類欄には、給与収入、事業収入、農業収入またはその他収入のいずれかを記入してください。

誓約事項	申請者が修学奨励金の貸与を受けましたら、滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例および滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から4までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された修学奨励金について、指定期日までに必ず返還することを誓約します。 1 滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第9条第1項に規定する修学奨励金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた修学奨励金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 2 修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額について年10.95パーセントの割合で計算した金額に相当する延滞利子を支払います。 3 修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに修学奨励金の返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた修学奨励金の返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。
制度概要	制度の概要は以下のとおりです。(滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例および滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の改正により、内容が変更されることがあります。) ○修学奨励金の貸付額 月額14,000円(私立の高等学校等の定時制課程に在学する者は、月額29,000円)とします。 ○貸与の期間 この申請により、申請時の年度分の修学奨励金をお借りいただくことができます。修学奨励金は、貸与を受けた月数を通算して4年まで貸与を受けることができますが、毎年度、貸与申請をしていただく必要があります。 ○貸与の打ち切り 以下のいずれかに該当する場合は、修学奨励金の貸与を打ち切ります。 ・修学奨励金の貸与の辞退を申し出たとき。 ・条例第2条各号に該当する者でなくなったとき。 ・その他修学奨励金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。 ○奨学資金借用証書の提出 修学奨励金の貸与の期間が終わったとき、または修学奨励金の貸与が打ち切られたときは、借用金額について、連帯保証人と連署した修学奨励金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、修学奨励金借用証書を提出しない場合は、貸与を受けた修学奨励金の総額を一括して返還するよう請求します。 ○返還期間 貸与を受けた修学奨励金は、提出いただいた修学奨励金借用証書で、貸与の期間が終わった後または修学奨励金の貸与が打ち切られた後6月を経過したときから貸与した月数を通算した期間に相当する期間内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、納入通知書による窓口納付となります。 ○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額(最終回を除く。)と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。 1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。) $[\text{借用金額}] - ([\text{基本返還金額}] \times ([\text{返還回数}] - 1))$ ○利息 利息は、無利息とします。 ○返還を遅滞した場合 修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利子を支払わなければなりません。また、修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。 ○返還債務の免除 修学奨励金の貸与を受けた者が高等学校等の定時制の課程もしくは通信制の課程を卒業したとき、またはこれと同等の理由があると認めるときは、修学奨励金の返還債務を免除します。

誓約事項	申請者が修学奨励金の貸与を受けましたら、滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例および滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から4までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された修学奨励金について、指定期日までに必ず返還することを誓約します。 1 滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第9条第1項に規定する修学奨励金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた修学奨励金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 2 修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額について年10.95パーセントの割合で計算した金額に相当する延滞利子を支払います。 3 修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに修学奨励金の返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた修学奨励金の返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、修学奨励金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとする。ことについて、異議はありません。
制度概要	制度の概要は以下のとおりです。(滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例および滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の改正により、内容が変更されることがあります。) ○修学奨励金の貸付額 月額14,000円(私立の高等学校等の定時制課程に在学する者は、月額29,000円)とします。 ○貸与の期間 この申請により、申請時の年度分の修学奨励金をお借りいただくことができます。修学奨励金は、貸与を受けた月数を通算して4年まで貸与を受けることができますが、毎年度、貸与申請をしていただく必要があります。 ○貸与の打ち切り 以下のいずれかに該当する場合は、修学奨励金の貸与を打ち切ります。 ・修学奨励金の貸与の辞退を申し出たとき。 ・条例第2条各号に該当する者でなくなったとき。 ・その他修学奨励金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。 ○奨学資金借用証書の提出 修学奨励金の貸与の期間が終わったとき、または修学奨励金の貸与が打ち切られたときは、借用金額について、連帯保証人と連署した修学奨励金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、修学奨励金借用証書を提出しない場合は、貸与を受けた修学奨励金の総額を一括して返還するよう請求します。 ○返還期間 貸与を受けた修学奨励金は、提出いただいた修学奨励金借用証書で、貸与の期間が終わった後または修学奨励金の貸与が打ち切られた後6月を経過したときから貸与した月数を通算した期間に相当する期間内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、納入通知書による窓口納付となります。 ○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額(最終回を除く。)と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。 1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。) $[\text{借用金額}] - ([\text{基本返還金額}] \times ([\text{返還回数}] - 1))$ ○利息 利息は、無利息とします。 ○返還を遅滞した場合 修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利子を支払わなければなりません。また、修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。 ○返還債務の免除 修学奨励金の貸与を受けた者が高等学校等の定時制の課程もしくは通信制の課程を卒業したとき、またはこれと同等の理由があると認めるときは、修学奨励金の返還債務を免除します。

様式第 2 号（第 3 条関係）から様式第 5 号（第 8 条関係） 省略

様式第 2 号（第 3 条関係）から様式第 5 号（第 8 条関係） 省略

様式第6号（第9条関係）

修学奨励金借用証書

年 月 日

(宛先)

滋賀県教育委員会

決 定 番 号 年 第 号

貸与を受けた者 住 所 氏 名 ④
電話 (自宅) — —
電話 (携帯) — —

連 帯 保 証 人 住 所 氏 名 実印
電話 (自宅) — —
電話 (携帯) — —

連 帯 保 証 人 住 所 氏 名 実印
電話 (自宅) — —
電話 (携帯) — —

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和49年滋賀県条例第61号）および滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第2号）の規定により次のとおり修学奨励金を借用しました。借用した修学奨励金については、滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例および滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定ならびに下記の誓約事項を守り、納期限までに必ず返還することを誓約します。

(誓約事項)

- 1 修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額について年10.95パーセントの割合で計算した金額に相当する延滞利子を支払いします。
- 2 修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、下記の返還期間および返還方法にかかわらず、直ちに修学奨励金の返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。
- 3 連帯保証人は、貸与を受けた者が貸与を受けた修学奨励金の返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。

1 借用金額	金 円
2 返還期間	年 月 から 年 月 まで ※返還期間は、貸与した月数を通算した期間に相当する期間内で希望する期間とします。
3 返還方法	・月 賦 (納期限は返還期間の毎月末日) ・半年賦 (納期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日) ・年 賦 (納期限は返還期間の毎年11月末日) ※希望する返還方法を○で囲んでください。
4 各回の返還金額	1 基本返還金額（最終回を除く。） 借用金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額） 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。） 〔借用金額〕－〔基本返還金額〕×〔返還回数〕－1〕

- 注1 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自署、押印してください。
- 2 連帯保証人の押印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。
- 3 印鑑登録証明書は提出の日の前3か月以内に発行されたものを添付してください。

様式第6号（第9条関係）

修学奨励金借用証書

年 月 日

(宛先)

滋賀県教育委員会

決 定 番 号 年 第 号

貸与を受けた者 住 所 氏 名 ④
電話 (自宅) — —
電話 (携帯) — —

連 帯 保 証 人 住 所 氏 名 実印
電話 (自宅) — —
電話 (携帯) — —

連 帯 保 証 人 住 所 氏 名 実印
電話 (自宅) — —
電話 (携帯) — —

滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和49年滋賀県条例第61号）および滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第2号）の規定により次のとおり修学奨励金を借用しました。借用した修学奨励金については、滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例および滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定ならびに下記の誓約事項を守り、納期限までに必ず返還することを誓約します。

(誓約事項)

- 1 修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額について年10.95パーセントの割合で計算した金額に相当する延滞利子を支払いします。
- 2 修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかったときは、下記の返還期間および返還方法にかかわらず、直ちに修学奨励金の返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。
- 3 連帯保証人は、貸与を受けた者が貸与を受けた修学奨励金の返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。
- 4 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、修学奨励金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。

1 借用金額	金 円
2 返還期間	年 月 から 年 月 まで ※返還期間は、貸与した月数を通算した期間に相当する期間内で希望する期間とします。
3 返還方法	・月 賦 (納期限は返還期間の毎月末日) ・半年賦 (納期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日) ・年 賦 (納期限は返還期間の毎年11月末日) ※希望する返還方法を○で囲んでください。
4 各回の返還金額	1 基本返還金額（最終回を除く。） 借用金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額） 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。） 〔借用金額〕－〔基本返還金額〕×〔返還回数〕－1〕

- 注1 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自署、押印してください。
- 2 連帯保証人の押印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。
- 3 印鑑登録証明書は提出の日の前3か月以内に発行されたものを添付してください。

以下 省略	以下 省略
-------	-------

規則の一部改正にかかる補足

現行民法では、連帯債務者間においては共同関係が存在することが多いことから、請求に絶対的効力が認められていた。しかし、人間関係が希薄な場合もあり、他の連帯債務者への不利益もあることから、今回の民法改正で、原則としてその効力を相対的効力とするように改正が行われた。

ただし、共同関係の有無によって効力を判断するには、明確な基準を設けることが困難であると考えられ、また現行民法第 440 条は任意規定であり、任意規定は当事者間の特約によって絶対的効力とすることは従来から可能であると解されてきた。

そこで、その旨が今回の改正で条文上明らかにされた。(改正民法第 441 条ただし書き)

現行民法 ～関連条文～

(連帯債務者の一人に対する履行の請求)

第 434 条 連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。

(相対的効力の原則)

第 440 条 第 434 条から前条までに規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。

(主たる債務者について生じた事由の効力)

第 457 条 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を生ずる。

(連帯保証人について生じた事由の効力)

第 458 条 第 434 条から第 440 条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。

改正民法 ～関連条文～

(相対的効力の原則)

第 441 条 第 438 条、第 439 条第 1 項及び前条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思表示をしたときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

(主たる債務者について生じた事由の効力)

第 457 条 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は、保証人に対しても、その効力を生ずる。

(連帯保証人について生じた事由の効力)

第 458 条 第 438 条、第 439 条第 1 項、第 440 条及び第 441 条の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用する。

【参考図】

